

保護者の皆さまへ

2018年度版

大学生協がおすすめする

扶養者死亡保障保険

学業費用補償特約・疾病による学業費用補償特約付帯こども総合保険

扶養者の死亡保障

学生組合員専用

扶養者が**病気や事故**により亡くなられた後に発生し、負担された学資費用を保障

健康告知は不要です

※保障開始前の発病や事故が原因の場合は保障しません。

救援者・搜索救助費用

(救援者費用等補償特約＜疾病補償追加型＞) 付

実際に負担された学資費用を
1年間 最高38万7,000円まで保障
(1口加入の場合)

学資費用とは

- 大学の講義に必須である教科書・教材などの購入費用
- 在学期間中に大学に納付する授業料・実験・実習費など

詳しくはウェブサイトもご覧ください！



スマートフォンではQR
コードをご利用ください



大学生協 保険

検索



団体保険契約者：
全国大学生協共済生活協同組合連合会



SUPIC
SUPIC スピックは
大学生協保険の
マスコットです。

保障内容・手続きについてのお問い合わせは…

大学生協 共済・保険サポート
ダイヤル

☎ 0120-335-770

(お問い合わせ時間等は裏表紙をご覧ください)

保険料は卒業予定年まで一括払い

扶養者 16W 死亡保障保険

引受保険会社

共栄火災海上保険株式会社(幹事)／東京海上日動火災保険株式会社(非幹事)／損害保険ジャパン日本興亜株式会社(非幹事)



扶養者が 病気や事故で亡くなられた場合



学資費用を保障

実際に負担された学資費用を

1年間 最高 38万7,000円まで
(1口加入の場合)

事故で重度後遺障害を被った後に発生し、負担された学資費用も保障します。

学資費用とは

- ①在学期間中に大学に納付する授業料・実験・実習費など
- ②大学の講義に必須である教科書・教材などの購入費用



救援者・搜索救助費用

加入者(被保険者)が搭乗している航空機や船舶が遭難した場合や、保険期間中に住宅外において被ったケガ、または保険期間中に発病し医師の治療を開始した疾病を直接の原因として継続して3日以上入院した場合等に、100万円を限度として救援者が負担した搜索救助費用や交通費、宿泊料等をお支払いします。

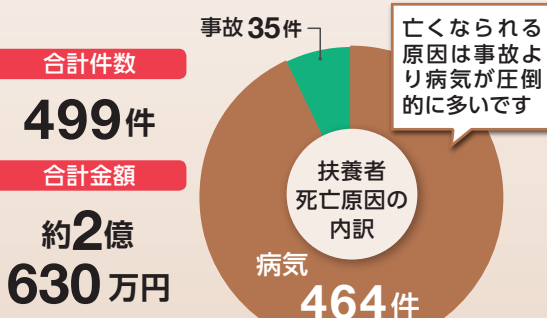
年間 最高 100万円
(1口加入の場合)

学生本人が ケガにより亡くなられた場合

加入者(学生本人)の法定相続人へお支払い **10万円** (1口加入の場合)

扶養者死亡保障保険保険金の支払実績

2016年度 (2016年4月～2017年3月)



扶養者死亡保障保険保険金の支払事例

Aさん	Bさん	Cさん
2012年度入学(私立)	2012年度入学(国立)	2014年度入学(国立)
扶養者年齢: 55歳(2014年)	扶養者年齢: 56歳(2015年)	扶養者年齢: 53歳(2015年)
死亡原因: 肺癌	死亡原因: くも膜下出血	死亡原因: 交通事故
加入口数: 2口	加入口数: 1口	加入口数: 1口
支払保険金 774,000円	支払保険金 387,000円	支払保険金 267,900円

卒業予定年までの保険料 (1口加入で2018年4月29日までにお支払いの場合)

卒業予定年	このような方	一括払い
1年間 (2019年卒業)	1年間のみ通学	930円
2年間 (2020年卒業)	短大生・院生・編入生	3,510円
3年間 (2021年卒業)	高校生、博士課程	7,570円
4年間 (2022年卒業)	学部生 (4年間)	13,000円
5年間 (2023年卒業)	高等専門学校生	19,640円
6年間 (2024年卒業)	医・歯・薬・獣医系の学生	27,360円

学資費用は、大学や専攻分野によって大きく異なります。学生ご本人の授業料、教科書代、実習費等を、一度ご確認のうえ、ご加入口数を決めていただくことをおすすめします。

この保険は、前年契約の被保険者数10,000名以上の団体割引を適用しています。今年度の保険契約始期日時点の被保険者数が10,000名未満となった場合は翌年度の保険金額または保険料が変更となりますのであらかじめご了承ください。保険加入は、1組合員につき1契約(複数口の加入は可)となります。

※扶養者死亡保障保険は共済ではなく、共栄火災海上保険株式会社を引受幹事保険会社とする保険商品です。

※最大9口まで加入できます。

健康状態や

職業・職種によって

加入の制限はありません。

過去の病歴や職業の告知はございませんが、保障開始前に発病していた病気や事故の後遺障害などが原因で亡くなられた場合は、保険金のお支払いはできません。

詳しくはこちら

始期前発病について

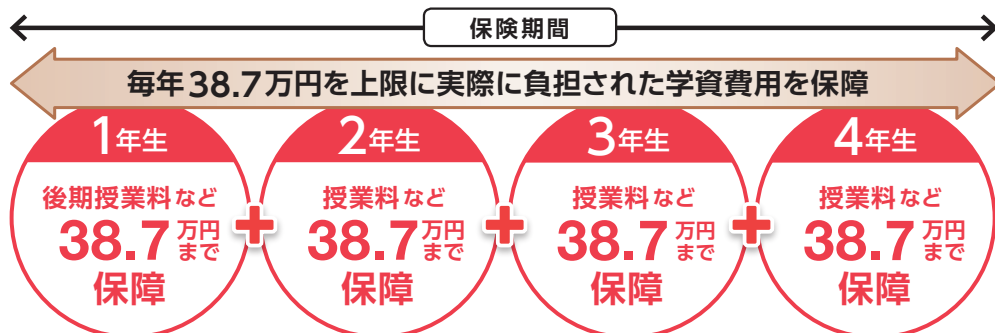
始期前発病とは、保険責任開始日前に発病した疾病をいいます。

この保険はご加入に際して、扶養者の方の「健康状態についての告知」は不要としています。2018年3月31日までに保険加入申込み(保険料払込み)の方の保障が開始されるのは2018年4月1日(保険責任開始日)で、その保険責任開始日以降に発病した病気やケガによって扶養者の方が死亡(ケガの場合は、重度後遺障害を含みます。)した場合に、加入者の学資費用を保険金額を上限にお支払いする保険です。したがって、保険責任開始日前に発病していた病気の原因で扶養者の方が死亡の場合は保険金をお支払いできません。ただし、扶養者の方が死亡した時がこの保険契約の保険責任開始日からその日を含めて2年を経過した日の翌日以降である場合には、保険金をお支払いします。

保障のイメージ ※4年間1口加入の場合

保障は2018年4月1日から始まります。(3月31日までに加入申込みの方)
初年度に扶養者がお亡くなりになられた場合は、お亡くなりになられた日の翌日以降に支払った学資費用について、保障されます。

例 初年度の6月に扶養者が死亡した場合



※4年間最高1,548,000円まで保障されます(1口加入の場合)。

大学から授業料を免除された場合は、どうなるの?

免除された授業料についてはもともと授業料負担がありませんので対象となりませんが、大学の講義に必須である教科書、教材などの購入費用については、1口あたり年間38.7万円まで保障されます。したがって、授業料などを免除された学生にもお役に立つ保険です。



ご注意ください!

右記のような場合は保険金が支払われません。

- 保障開始前に既に負担していた(払込みが終了した)学資費用
 - 扶養者が病気、事故*で亡くなられる前に既に負担していた学資費用
 - 扶養者が死亡した時に、ご加入者(学生本人)が扶養されていない場合
 - 扶養者が保険始期前に発病した病気や事故*により亡くなられた場合^(注)
- ※事故の場合は重度後遺障害を含みます。(注)詳しくは上記「始期前発病について」をご覧ください。

加入者証について

共済と同時に申し込みいただいた場合でも、扶養者死亡保障保険の加入者証は、共済証書送付の約1ヵ月後に送付します。この場合、先に送付する共済証書に同封の加入者証の「扶養者死亡保障保険」欄は[***]と表示されます。

1 ご加入者(被保険者)となれる方

全国大学生協済生活協同組合連合会の会員の組合員であり、保険期間の満了日において、満23歳未満であるか、学校教育法に定める学校(大学・専門学校など)の学生の方となります。

3 保障内容(ケガによる死亡)

- ①お支払いする保険金:死亡保険金 急激かつ偶然な外来の事故^[注1]によりご加入者(被保険者)本人がケガをされ、その結果、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合、10万円をご加入者(被保険者)の法定相続人にお支払いします。
- ②保険金をお支払いできない主な場合:●ご加入者(被保険者)や保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ●自殺行為・犯罪行為・闘争行為によるケガ●無資格運転・酒気帯び運転によるケガ●山岳登山・スカイダイビング・ハンググライダー搭乗などの危険な運動中のケガ ……など
- ※地震もしくは噴火またはこれらによる津波が原因で亡くなった場合は保険金支払の対象になります。
- 【注】急激かつ偶然な外来の事故とは下記3項目を全て満たす場合をいいます。○急激性＝突発的に発生し、事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと ○偶然性＝事故発生が予測できない、意思に基づかないもの ○外来性＝身体の外部的な作用によるもの(前記3項目に該当しない例)日焼け、熱中症、低温やけど、しもやけ、くずずれ、アレルギー性皮膚炎、疲労骨折・骨粗しょう症による骨折、腱鞘炎、慢性的関節炎、肩凝り、テニス肘、野球肩、慢性疲労、筋肉痛(反復性の原因によるもの)、疾病などは「急激かつ偶然な外来の事故によるケガ」に該当しないため、保険金支払の対象となりません。

4 保障内容(扶養者死亡等の場合の学資費用)

ご加入者(被保険者)の扶養者が保険期間中に疾病を発病し、その直接の結果として死亡されたことや、扶養者が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、その直接の結果として死亡されたことまたは所定の重度の後遺障害^[注1]に認定されたことによって、ご加入者(被保険者)を扶養できない状態となった場合に、支払対象期間(扶養できない状態となった日の翌日から卒業予定年月まで)中に毎年必要となる学資費用(支払対象期間中に発生した学資費用のうち、ご加入者(被保険者)が実際に負担した費用)に対して保険金をお支払いします。

	扶養者の疾病による死亡	扶養者の事故による死亡・重度後遺障害
保険金をお支払いする場合	ご加入者(被保険者)の扶養者が下記の直接の原因により加入者を扶養できない状態となった場合に支払対象期間中に毎年必要となる学資費用を、年間38.7万円を限度に実際に負担された費用についてお支払いします。(1口加入の場合) ^[注2]	急激かつ偶然な外来の事故 ^[注3] によりケガをされ、その結果、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または所定の重度の後遺障害を負った場合
保険金をお支払いできない主な場合	①扶養者の故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③妊娠、出産、早産または流産 ④戦争、暴動等(テロ行為を除く) ⑤核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性による事故 ⑥扶養者が扶養不能状態となった時に、扶養者が加入者(被保険者)を扶養していない場合 など ①扶養不能状態の原因となった疾病の発病が保険責任の開始期より前である場合。ただし、扶養者の死亡した時がこの保険契約の保険期間の初日からその日を含めて2年を経過した日の翌日以降である場合には、保険金をお支払いします。②麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除く) など	①扶養者の脳疾患、疾病または心神喪失(たとえば歩行中に疾病により意識を喪失し転倒をしたために障害を被った場合など) ②扶養者に対する刑の執行 ③扶養者が無資格または酒気帯びもしくは麻薬などの使用により正常な運転ができないおそれのある状態で自動車等を運転している間に生じた事故 など

学業費用補償特約および疾病による学業費用補償特約には、進学費用保険金の規定がありますが、扶養者死亡保障保険では進学費用補償対象外特約の付帯により、進学費用保険金を保障の対象外としています。【扶養者】とは加入者を扶養している方で加入者の親権者*かつ加入者の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、加入者の生計を主に支えている方をいいます。加入者証記載の方をいいます。 ※親権者とは、未成年者(満20歳未満の方)かつ、婚姻をしたことがない方に対して親権を行う方をいいます。また、加入者が成年に達した場合は親権者であることを要件としません。

【注1】「重度の後遺障害」とは、次のような状態をいいます。①両眼が失明したとき ②咀嚼および言語の機能を廃したとき ③神経系統の機能または精神の著しい障害を残し、常に介護を要するとき など 【注2】この保険と同一の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約に加入されている場合は、お支払額が異なる場合があります。【注3】急激かつ偶然な外来の事故とは下記3項目をすべて満たす場合をいいます。○急激性＝突発的に発生し、事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと ○偶然性＝事故発生が予測できない、意思に基づかないもの ○外来性＝身体の外部的な作用によるもの(前記3項目に該当しない例)日焼け、熱中症、低温やけど、しもやけ、くずずれ、アレルギー性皮膚炎、疲労骨折・骨粗しょう症による骨折、腱鞘炎、慢性的関節炎、肩凝り、テニス肘、野球肩、慢性疲労、筋肉痛(反復性の原因によるもの)、疾病などは「急激かつ偶然な外来の事故によるケガ」に該当しないため、保険金支払の対象となりません。

5 保障内容(救済者・捜索救助費用)

(1)お支払いする保険金

ご加入者(被保険者)が搭乗している航空機や船舶が遭難した場合や、保険期間中に住宅外において被ったケガ、または保険期間中に発病し医師の治療を開始した疾病を直接の原因として継続して3日以上入院した場合等に、100万円を限度として救済者が負担した捜索救助費用や交通費、宿泊料等をお支払いします。

【注1】複数回お支払い事由が発生した場合でも、同一年度生じた事故に対して100万円が限度となります。

【注2】他の保険または共済契約から保険金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。

(2)保険金をお支払いできない主な場合

●ご加入者(被保険者)や保険金受取人の故意または重大な過失による事故●ご加入者(被保険者)の自殺行為・犯罪行為・闘争行為による事故●ご加入者(被保険者)が無資格運転・酒気帯び運転・麻薬等を使用している運転中に生じた事故●地震もしくは噴火またはこれらによる津波による事故●妊娠・出産・流産による事故●ビッケルなどの登山用具を使用する山岳登山などの危険な運動を行っている間の事故

【2018年4月1日以降に加入申込みされた方の注意事項】

2018年4月1日以降に加入申込み(保険料払込み)された場合は、保険料払込日の翌日から保障が開始されます。その保障開始日前に発病していた病気が原因で扶養者の方が死亡した場合、保障開始日からその日を含めて2年を経過した日の翌日以降であれば、保険金をお支払いします。

発病日の
確認に
ついて

ケガの場合は、ケガをした日が保険責任開始日以後であれば保険金支払の対象になりますが、病気の場合は、いつ、病気になったか確定するのは困難なため、保険責任開始日前の発病に該当するか否かは、死亡時の担当医師と保険責任開始日前に診察した医師に対して診断内容を確認します。必要に応じて顧問医や弁護士等、第三者の意見を確認した上で判断いたします。

●お客様に関する情報の取扱いについて

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえ申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループのそれぞれの会社が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。詳細は、共栄火災ホームページ(<http://www.kyoeikasai.co.jp/>)をご覧ください。

このパンフレットは、扶養者死亡保障保険の概要を説明したものです。詳しくは、取扱代理店または共栄火災にご照会ください。
なお、ご加入の際は扶養者死亡保障保険の「重要事項説明書」を必ずご一読ください。

お問い合わせは

取扱
代理店

引受
保険会社

株式会社 大学生協保険サービス

営業時間/平日(月～金曜日)10:00～17:00

TEL 03-5307-1159 / FAX 03-5307-1191

〒166-0003 東京都杉並区高円寺南1-12-4 大学生協高円寺会館

扶養者死亡保障保険

共栄火災海上保険株式会社(幹事)

〒105-8604 東京都港区新橋1-18-6

契約概要のご説明

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、お申込みくださるようお願いいたします。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、パンフレット等をご参照ください。また、ご不明点については、取扱代理店または共栄火災海上保険株式会社（以下「共栄火災」といいます。）までお問い合わせください。
※ご加入者以外にこの保険の保障を受けられる方がいらっしゃる場合には、その方にもここに記載していることがらをお伝えください。

1 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 団体契約の仕組み

この保険は、全国大学生協共済生活協同組合連合会（以下「大学生協共済連」といいます。）が保険契約者となり、その会員である大学生協の学生組合員を被保険者（保障対象者）とする団体契約です。契約者である大学生協共済連が各被保険者の負担する保険料をとりまとめ、一括して保険会社に支払います。
※この保険は、学生総合共済ではなく、共栄火災が引受幹事保険会社とする保険商品です。したがって、解約される場合は、共済と保険それぞれお手続きが必要となります。

(2) 商品の仕組み

パンフレットをご参照ください。

(3) 保障内容

以下につきましては、パンフレットに記載の「扶養者死亡保障保険制度のあらまし」をご参照ください。

- ①お支払いする保険金
- ②保険金をお支払いできない主な場合

(4) 保険期間（保険のご契約期間）

パンフレットに記載の「扶養者死亡保障保険制度のあらまし」をご参照ください。

(5) 引受条件（ご契約金額等）

ご契約金額の設定につきましては、パンフレット等でご確認ください。

2 保険料

保険料につきましては、パンフレット等でご確認ください。

3 保険料の払込方法について

保険料の払込方法はご加入と同時に、全額を払い込む一時払となります。保険料払込方法は、お手続きをされる生協所定の方法によりお支払いください。

4 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はございません。

注意喚起情報のご説明

ご加入に際してご加入者にとって不利益になる事項など、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、お申込みくださるようお願いいたします。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、パンフレット等をご参照ください。また、ご不明点については、取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。
※ご加入者以外にこの保険の保障を受けられる方がいらっしゃる場合には、その方にもここに記載していることがらをお伝えください。

1 クーリングオフ制度

この保険は、クーリングオフの対象ではありません。ご加入の際は、ご契約内容を十分にご確認ください。

2 告知義務・通知義務等

(1) ご加入時における注意事項（加入申込書の記載上の注意事項）

- ①ご加入者（被保険者）には、保険契約の締結に際し、引受保険会社が重要な事項として告知を求めた事項（以下「告知事項」といいます。）にご回答いただく義務（告知義務）があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。また、この場合、すでに発生している事故について保険金をお支払いできないことがあります。この保険では加入申込書に★印が付された次の項目が告知事項となりますので、ご注意ください。
 - 被保険者の職業・職種
 - 被保険者の生年月日
 - 他の保険契約
- ②死亡保険金は被保険者の法定相続人にお支払いします。
- ③被保険者は、保険期間の満了日において満23歳未満であるか、学校教育法に定める学校（大学・専門学校など）の学生である方に限ります。
- ④学業費用補償特約および疾病による学業費用補償特約における扶養者は、原則として、被保険者の親権者であり、かつ、被保険者の生活費等の全部または一部を負担して、被保険者の生計を主に支えている方をご指定ください。

(2) ご加入後における留意事項（通知義務）

ご加入者（被保険者）には保険契約の締結後に、告知事項のうちの一部の事項に変更が生じた場合に、遅滞なくご通知いただく義務（通知義務）があります。変更が生じた場合には、すみやかに取扱代理店または共栄火災にご通知ください。ご通知がない場合には、変更後に生じた事故による被保険者のケガについては、保険金が削減されることがあります。この保険では加入申込書に☆印が付された次の項目がご通知いただく事項（通知事項）となりますので、ご注意ください。
○被保険者の職業・職種（新たに職業に就かれる場合を含みます。）

(3) その他ご注意いただきたいこと

- 次のような場合には、在学される大学生協窓口または大学生協共済連までご連絡ください。
- 契約申込者（学生）の氏名が変更になったとき
 - 卒業予定年が変更になったとき
 - 扶養者の住所・氏名が変更になったとき
 - 退学をしたとき
 - 生協を脱退したとき

3 保険責任の開始日時

保険責任は保険期間の初日の午前0時に開始します。

4 保険金をお支払いできない主な場合

パンフレットの「保険金をお支払いできない主な場合」をご参照ください。

5 保険契約の無効・取消し

- (1)ご加入者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険に加入された場合は、保険は無効となります。
- (2)ご加入者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって保険に加入された場合は、保険の取消しをさせていただきます。

6 保険契約等の失効（終了）

ご契約後に次の事由が生じた場合には学業費用補償特約および疾病による学業費用補償特約は失効（終了）となります。
・被保険者が独立して生計を営むようになったときや特定の個人に扶養されなくなったとき
・共栄火災が保険金（学資費用保険金）をお支払いしたとき

7 重大事由による保険契約の解除

ご加入後に次の事由が生じた場合には、保険を解除することがあります。また、その場合、保険金もお支払いできません。

- ①ご加入者、被保険者または保険金を受け取るべき方が引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガを生じさせたことまたは生じさせようとしたこと
- ②保険金の請求に関し、被保険者または保険金を受け取るべき方に詐欺行為があったことまたは詐欺行為を行おうとしたこと
- ③ご加入者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められること
- ④他の保険契約との重複によって、保険金額の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反するおそれがあること
- ⑤上記①～④のほか、ご加入者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険の存続を困難とする上記と同等の重大な事由を生じさせたこと

8 脱退時の返れい金

この団体契約から脱退される場合は、パンフレット等に記載の連絡先までご連絡ください。なお、脱退に際しては、脱退時の条件によって、既に払込みいただいた保険料の一部を返れい金としてお支払いする場合がございます。詳しくは取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

9 万一事故が発生した場合には

- (1)事故が発生した場合には、すみやかに取扱代理店または共栄火災にご通知ください。なお、ご通知が遅れますと保険金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。
- (2)事故が発生した場合は、保険金の請求書、ケガ・損害の程度を証明する書類をご提出いただきます。また、必要に応じて、詳しい事故の原因・発生状況、事故とケガ・損害の関係、保険契約の有効性等の確認のために必要な書類をご提出いただくことがあります。具体的な必要書類につきましては、保険金請求時にご案内いたします。
- (3)保険金請求権については、時効（3年）がありますのでご注意ください。

10 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の保障対象となり、保険期間によってそれぞれ以下のとおり保障されます。

<保険期間が1年以内の場合>

保険金、返れい金等は原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで保障されます。

<保険期間が1年超の場合>

保険金、返れい金等は原則として90%まで保障されます。ただし、引受保険会社の経営が破綻した時点で保険料等の算出の基礎となる予定利率が金融庁の定める基準利率を過去5年間常に超えていた場合、保障割合は90%を下回ります。

11 保障重複に関するご注意

次表の特約等のご加入にあたっては、保障内容が同様の保険（傷害保険以外の保険にセットされる特約や共栄火災以外の保険を含みます。）が他にある場合、保障が重複することがあります。
保障が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険からでも保障されますが、いずれか一方の保険からは保険金が支払われない場合があります。保障内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の要否をご判断いただいたうえで、ご加入ください。^(注)
(注)1 保険のみに特約をセットした場合、保険を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が保障の対象外になったときな

どは、特約の保障がなくなることがあります。ご注意ください。

〈保障が重複する可能性のある主な特約(保障)〉

今回ご加入いただく保障	保障の重複が生じる他の保険の例
学業費用補償特約	こども総合保険／学業費用補償特約
疾病による学業費用補償特約	こども総合保険／疾病による学業費用補償特約
救済者費用等補償特約 (疾病補償追加型)	安心生活総合補償保険(普傷型)／救済者費用等補償特約／ 学生賠償責任保険／救済者費用等補償特約(疾病補償追加型)

12 共同保険のご説明

複数の保険会社による共同保険契約につきましては、各引受保険会社は、それぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。なお、各引受保険会社の引受割合につきましては、取扱代理店または共栄火災にご照会ください。

13 代理請求制度

この保険では、被保険者が高度障害状態等の事情により保険金を請求できない場合で、かつ、被保険者に法定代理人等がない場合に代理請求制度を利用できます。被保険者と同居する配偶者の方等が、その事情を示す書類により共栄火災に申請いただき、共栄火災の承認を得ることで、被保険者の代理請求人として保険金を請求することができます。万が一の場合に備えて、ご家族の方にも保険に加入していること、および加入している保険の概要(保険会社名、お支払いする保険金の種類など)をお伝えいただけますようお願いいたします。

その他ご注意くださいこと

1 ご加入時にご注意いただきたいこと

損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一被保険者または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っています。確認内容は、上記目的以外には用いません。ご不明な点は共栄火災までご照会ください。

2 お客さまに関する情報の取扱いについて

この保険のご加入にあたり、大学生協共済連にご提供されました個人情報につきましては、引受保険会社に提供されます。

引受保険会社における情報の取扱いについて

(1) 情報の利用目的について

引受保険会社は、大学生協共済連から提供された情報につきまして、保険制度の健全な運営とサービスの提供等のため、次の目的の達成に必要な範囲内において利用いたします。

- ① 保険契約の引受、保険金の支払その他の保険契約の履行および付帯サービスの提供
- ② 保険事故の調査(医療機関・当事者等の関係先に対する照会等を含みます。)
- ③ 引受保険会社、引受保険会社のグループ会社およびこれらの提携先企業等の保険商品・各種サービスの提供・案内

(2) 情報の第三者提供について

引受保険会社は、大学生協共済連から提供された情報につきまして、保険制度の健全な運営のため、個人情報の保護に関する法律その他の法令等に規定されている場合のほか、次の場合について第三者に提供します。

- ① 本保険契約に関し、上記(1)情報の利用目的の達成に必要な範囲内において、業務委託先(保険代理店を含みます。)、医師、面接士、調査会社、他の保険会社、金融機関等に対して提供する場合
- ② 保険契約の適正な引受、保険金の適正な支払および不適切な保険金の請求等を防止するため、損害保険会社等の間において、保険契約、保険事故、保険金請求または保険金支払等に関する情報を交換する場合
- ③ 再保険契約の締結または再保険金の受領等のため、再保険取引先に対して再保険契約上必要な情報を提供する場合

(3) 共同利用について

引受保険会社は、大学生協共済連から提供された情報につきまして、次の場合について共同利用します。

- ① 保険契約の適正な引受、保険金の適正な支払および不適切な保険金の請求等を防止するため、保険契約に関する情報を一般社団法人日本損害保険協会に登録のうえ、損害保険会社等の間において共同利用する場合
- ② 引受保険会社と引受保険会社のグループ会社およびこれらの提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために個人情報を共同利用する場合

※引受保険会社と引受保険会社のグループ会社およびこれらの提携先企業等につきましては、引受保険会社各社のホームページをご参照ください。

なお、個人情報全般に関する詳細内容は、引受保険会社各社のホームページをご覧ください。

共栄火災海上保険株式会社 <http://www.kyoeikasai.co.jp/>

東京海上日動火災保険株式会社 <http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>

損害保険ジャパン日本興亜株式会社 <http://www.sjnk.co.jp/>

ご加入内容の確認事項 ～団体契約をお申込みいただく前に～

以下の確認事項は、今回お申込みいただく保障が「ご希望を満たした内容になっていること」「加入申込書に正しく記載されていること」を確認させていただくためのものです。お手数ですが、加入申込書にご記入された内容を再度ご確認のうえ、お申込みくださいますようお願いいたします。

【ご確認ください事項】

1. この保険はお客さまのご意向を推定(把握)のうえご案内しています。ご加入内容が以下の点でお客さまのご意向に合致しているか、よくご確認ください。
 - ① 保障の内容(お支払いする保険金、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない主な場合など)やセットされる特約の内容
 - ② 保険金額(ご契約金額・加入人数・保険料)
 - ③ 保険期間(ご契約期間)
 - ④ 被保険者(保障を受けられる方)の範囲
2. 加入申込書の記載内容(「ご加入者(被保険者)・扶養者のお名前」、「ご加入者(被保険者)の生年月日」、「ご加入者(被保険者)のご職業等」)に誤りがないかご確認ください。
3. 本重要事項のご説明に記載された内容にご不明な点がないかご確認ください。
4. 最終的にご選択いただいたご加入内容がお客さまの当初のご意向に沿った内容になっているか、よくご確認ください。

保険に関するお問い合わせ・ご相談・苦情は

商品・サービスに関するお問い合わせ・ご相談・苦情は、カスタマーセンターまでご連絡ください。

カスタマーセンター 0120-719-112(通話料無料)

受付時間: 平日▶9:00~18:00

お申出の内容に応じて、取扱代理店、共栄火災営業店・損害サービス課・損害サービスセンターへお取次ぎする場合がございます。

指定紛争解決機関

共栄火災は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。共栄火災との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808[ナビダイヤル(有料)]

受付時間 平日▶9:15~17:00

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(<http://www.sonpo.or.jp/>)

大学生協共済・
保険サポートダイヤル

0120-335-770

● 保障内容・契約手続きに関する お問い合わせ

生命
共済 火災
共済 学賠
保険 扶保
保険

受付時間 【平日】9:40~17:30 【土曜】9:40~13:00 【日祝】休業

● 生命共済・火災共済の病気や事故・ケガ等の 連絡・共済金請求

生命
共済 火災
共済

受付時間 【平日】9:40~17:30 【土曜】9:40~13:00 【日祝】休業

● 学生賠償責任保険・扶養者死亡保障保険の 事故連絡・保険金請求

学賠
保険 扶保
保険

受付時間 【24時間365日対応】

ucm180104 PA1804 (2017.9.1 40,000)

承認番号 A1724400E0935-20170814